

ID: 246

担当部署: 企画部 市民参画・協働推進室

処分の概要	地縁による団体の認可
法令名 根拠条項	地方自治法 第260条の2第1項
法令番号	昭和22年法律第67号
【根拠条文】 第260条の2 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体(以下本条において「地縁による団体」という。)は,地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは,その規約に定める目的の範囲内において,権利を有し,義務を負う。 2 前項の認可は,地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて,その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。 (1) その区域の住民相互の連絡,環境の整備,集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし,現にその活動を行っていることと認められること。 (2) その区域が,住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。 (3) その区域に住所を有するすべての個人は,構成員となることができるものとし,その相当数の者が現に構成員となっていること。 (4) 規約を定めていること。 【基準】 根拠条文に同じ。 ・規約を定めており,その規約に目的,名称,団体の存する区域,事務所の所在地,構成員の資格に関する事項,代表者に関する事項,会議に関する事項,資産に関する事項が定められており,規約の写しが添付されていること。 ・法人格を得るための許可を申請する旨,総会で議決されており,なおかつ総会で議決したことを証する書類が添付されていること。 ・許可申請書に申請年月日が記載されていること。 ・構成員全員の住所・氏名を記載した名簿が添付されていること。(構成員は必ず個人単位となっていることとし,その地域に住所を有する個人会員が構成員の資格を持つことが規約に明記され,なおかつ,その相当数の者が現に構成員となっていること。ただし,地域住民以外に法人・組合等の団体が賛助会員になることは妨げない。) ・団体の存する区域が安定的に存続し,区域の線引きが明確で,なおかつ客観的に明らかであること。(区域を示した地図が添付されていること。)	

法適用申請に対する処分個票

- ・認可を申請しようとする団体が、スポーツや社会福祉などの特定活動でなく、広く地域的な共同活動を行うことを目的とし、具体的な活動が一般的にも知られており、なおかつ、活動内容が明らかで現在も活動していることを記載した書類が添付されていること。
- ・申請者が代表者であることを証する書類が添付されていること。

標準処理期間	90日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和3年11月26日



ID: 247

担当部署: 企画部 市民参画・協働推進室

処分の概要	告示事項に関する証明書の交付		
法令名 根拠条項	地方自治法 第260条の2第12項		
法令番号	昭和22年法律第67号		
<p>【根拠条文】</p> <p>12 何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第10項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文に同じ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 請求する旨の文章, 請求者の氏名及び住所, 請求に係る団体の名称及び事務所の所在が記載されていること。 			
標準処理期間	10日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 3 年 10 月 1 日

ID: 248

担当部署: 企画部 市民参画・協働推進室

処分の概要	地縁による団体の規約の変更の認可		
法令名 根拠条項	地方自治法 第260条の3第2項		
法令番号	昭和22年法律第67号		
【根拠条文】	第260条の3 認可地縁団体の規約は、総構成員の4分の3以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。 2 前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。		
【基準】	根拠条文に同じ。 ・規約変更許可申請書に規約変更の内容及び理由を明記した書類が添付されていること。 ・規約の変更が総会によって議決され、総会員の4分の3以上の議決を得ていることを証する書類が添付されていること。		
標準処理期間	10日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和3年10月1日

ID: 249

担当部署: 企画部 市民参画・協働推進室

処分の概要	地縁による団体の解散後の財産の処分の認可		
法令名 根拠条項	地方自治法 第260条の31第2項		
法令番号	昭和22年法律第67号		
【根拠条文】	第260条の31 解散した認可地縁団体の財産は、規約で指定した者に帰属する。 2 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。 3 前2項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。 【基準】 根拠条文に同じ。 ・規約に財産処分についての定めがあり、なおかつその趣旨に基づいた処理が行われたこと の書類が添付されていること。 ・団体所有の資産を処分又は担保に供する場合は、総会において総会員の4分の3以上の議決 を得たこと書類が添付されていること。		
標準処理期間	10日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和3年10月1日